

ドットコモディティ株式会社

(2009 年度版)

【はじめに】

本書は平成 21 年 3 月期(2008 年 4 月 1 日～2009 年 3 月 31 日)における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載事項について】

1. 会社の概況

「会社の沿革」	当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
「会社の目的」	定款に記載された当社の目的を記載しています。
「事業の内容」	当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
「財務の概要」	平成 21 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
「主要株主名」	所有株式数の多い株主の氏名、所有株式数等を記載しています。
「役員の状況」	当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
「従業員の状況」	当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

「営業方針」	当社の営業方針、企業の特色等について記載しています。
「当社及び当業界を取り巻く環境」	内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
「営業の経過及び成果」	当社の平成 20 年度における業績について記載しています。
「対処すべき課題」	当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
「受託業務管理規則」	当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{リスク額}} \times 100$$

(* 「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という。)第 38 条の規程により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額(「市場リスク」という。)と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額(「取引先リスク」という。)があり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動そのほかの理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えま

す。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{資本金額}} \times 100$$

(* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c)自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取り崩し可能な資本を含む自己資本の割合を見るもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d)自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e)修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額} (*)} \times 100$$

(* 「総資産額」とは委託者に係る株日本商品清算機構または商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f)負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額} (*)} \times 100$$

(* 「純資産額」とは商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払い能力の安定性が高いと言えます。

I. 会社の概況

1. 会社名等

商品取引員名 ドットコモディティ株式会社
代表者名 代表取締役社長 舟田 仁
所在地 東京都渋谷区恵比寿 1-21-8 セラ 51 ビル 6 階
電話番号 03-5447-3083

2. 会社の沿革

金融業界におけるオンライン取引は、人々の情報収集と資産運用に対する考え方や見方を大きく変えてきました。私たちはその過程において、顧客が主役となる新しい時代の商品先物取引の構築を目指して 2005 年 5 月に改正商品取引所法施行と同時に受託業務を開始いたしました。

年 月	概 要
2004 年 12 月 1 日	5000 万円の資本で会社設立 (資本金 2500 万円・資本準備金 2500 万円)
2005 年 1 月 5 日	創業記者発表
2005 年 1 月 14 日	15 億円の増資 (資本金 7 億 5000 万円・資本準備金 7 億 5000 万円)
2005 年 3 月 15 日	東京工業品取引所 受託会員資格取得
2005 年 3 月 30 日	3 億 5000 万円の増資 (資本金 2 億 2500 万円・資本準備金 1 億 2500 万円)
2005 年 4 月 22 日	商品取引所法に基づく商品取引受託業許可取得
2005 年 5 月 1 日	オンラインによる商品先物取引受託業務開始
2005 年 9 月 30 日	グローバリー株式会社のオンライン部門の営業譲渡の認可
2007 年 10 月 1 日	ドットコモディティ株式会社、ひまわりシーエックス株式会社、アストマックス・フューチャーズ株式会社 3 社の事業統合 東京穀物商品取引所、中部大阪商品取引所の取次ぎ開始
2008 年 9 月 12 日	東京穀物商品取引所の農産物市場および砂糖市場の受託会員資格取得
2008 年 9 月 26 日	日本商品清算機構 (JCCH) において、東京穀物商品取引所の農産物市場および砂糖市場の自社清算資格取得
2008 年 9 月 29 日	東京穀物商品取引所における受託業務開始
2008 年 10 月 22 日	東京コムウェル株式会社のオンライン部門の事業譲渡認可取得
2008 年 11 月 28 日	豊商事株式会社のオンライン部門の事業譲渡認可取得 ユナイテッドワールド証券株式会社の商品先物取引部門の事業譲渡認可取得
2009 年 3 月 27 日	スター・アセット証券株式会社のオンライン部門の事業譲渡の認可取得

3. 会社の目的

(1) 商品取引所法に規定する商品取引受託業務および店頭商品先物取引の業務

- (2) 海外の商品市場における先物取引の委託または委託の媒介、取次ぎもしくは代理を引き受ける業務
- (3) 貴金属、非鉄金属その他の鉱物資源、石油、天然ガスその他のエネルギー資源、天然ゴムおよびその加工品ならびに農産物の売買または売買の媒介、取次ぎもしくは代理の業務
- (4) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に規定する商品投資販売業および商品投資顧問業
- (5) 通貨の売買またはその媒介、取次ぎもしくは代理の業務
- (6) 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業
- (7) コンピューターソフトウェアの販売および賃貸借業務
- (8) 電気通信事業および有線放送事業ならびにその他の情報の提供、処理等の情報サービス業
- (9) 広告代理業およびインターネットを利用した広告業務
- (10) 催事の企画運営に関する業務
- (11) 書籍、印刷物、ビデオ等の企画制作および出版ならびに販売
- (12) 物品賃貸業務
- (13) 他の事業者の経営に関するコンサルタント業務
- (14) 前各号に付帯する一切の事業

(注) 上記のうち_____線部分の事業は、現在行っておりません。

4. 事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

市場名 取引所名	貴 金 屬	石 油	アル ミ	ゴ ム	上場品目名
東京工業品取引所	○	○	○	○	金、銀、白金、パラジウム、ガソリン、灯油、原油、(軽油)、アルミニウム、ゴム、金ミニ

市場名 取引所名	農 産 物	砂 糖	上場品目名		
東京穀物商品取引所	○	○	小豆、一般大豆、NON-GMO 大豆、とうもろこし、アラビカコーヒー、ロブスタコーヒー、粗糖		

ロ. 商品市場における取引の取次業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の取次取引員として、当該商品市場における取引の取次業務を行っております。

市場名 取引所名	貴 金 屬	石 油	アル ミ	ゴ ム	上場品目名
東京工業品取引所	○	○	○	○	金、銀、白金、パラジウム、ガソリン、灯油、原油、(軽油)、アルミニウム、ゴム、金ミニ

市場名 取引所名	農 産 物	砂 糖	上場品目名
東京穀物商品取引所	○	○	小豆、一般大豆、NON-GMO 大豆、とうもろこし、アラビカコーヒー、ロブスタコーヒー、粗糖

市場名 取引所名	石 油	ゴ ム ム	ゴ ム 指 数	鉄 ス ク ラ ッ プ	アル ミ	上場品目名
中部大阪商品取引所	○	○	○	○	○	ガソリン、灯油、軽油、RSS3 号、TSR、ゴム指數、アルミニウム鉄スクラップ

(b) 従たる業務

該当事項はありません。

5. 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	東京都渋谷区恵比寿 1・21・8 セラ 51 ビル 6 階	03-5447-3083

*当社は支店等を所有しておりません。

6. 財務の概要

決算年月 平成 21 年 3 月期

(a) 資本金	1,899,995 千円
(b) 純資産額 * 1	2,190,189 千円
(c) 総資産額	11,117,919 千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	606,346 千円 (606,292 千円)
(e) 経常利益	△486,685 千円
(f) 当期純利益	△569,637 千円

* 1 純資産額は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しております。

7. 発行済株式総数

発行済株式の総数 144,043 株 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

(注) 当社の株式は非上場であります。

8. 主要株主名

氏名または名称	住 所	所 有 株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する 所有株式数の割合 (%)
楽天証券ホールディングス株式会社	東京都品川区東品川 4-12-3 品川シーサイド 楽天タワー23階	81.6	56.7
オリックス証券株式会社	東京都中央区日本橋人形町 1-3-8 洋の鶴人形町ビル7階	32.1	22.3
ひまわりホールディングス株式会社	東京都港区海岸 1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー	21.0	14.6
アストマックス株式会社	東京都渋谷区恵比寿 1-20-18 三富ビル	3.4	2.4
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町 1-4 半蔵門ファーストビル	1.6	1.1

9. 役員の状況

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	所 有 株式数 (千株)
代表取締役会長	車田 直昭 昭和 35 年 10 月 15 日	1.3
代表取締役社長	舟田 仁 昭和 41 年 7 月 25 日	0.5
取 締 役	横沢 厳美 昭和 39 年 7 月 11 日	0
取 締 役	原田 勉 昭和 40 年 2 月 13 日	0
取 締 役	高澤 廣志 昭和 35 年 6 月 13 日	0
取 締 役	北山 久行 昭和 26 年 9 月 24 日	0
取 締 役	山地 一郎 昭和 31 年 11 月 15 日	0
取 締 役	楠 雄治 昭和 37 年 11 月 21 日	0
取 締 役	齋藤 猛 昭和 37 年 8 月 24 日	0

監査役	瓦林 秀嗣 昭和 17 年 3 月 27 日	0
監査役	塚野 文彦 昭和 16 年 4 月 22 日	0
監査役	鈴木 努 昭和 47 年 2 月 18 日	0

- (注) 1. 所有株式数の千株未満は切り捨てております。
 2. 平成 20 年 4 月 1 日をもちまして、舟田仁氏が代表取締役社長に就任し、車田直昭氏が代表取締役会長に就任いたしました。
 3. 取締役高澤廣志氏、北山久行氏、山地一郎氏、楠雄治氏、齋藤猛氏の各氏は、社外取締役であります。
 4. 監査役瓦林秀嗣氏、塚野文彦氏、鈴木努氏の各氏は、社外監査役であります。

10. 従業員の状況

	総計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	21 人	19 人	2 人	6 人	15 人
平均年齢	40 才 0 ヶ月	40 才 10 ヶ月	32 才 8 ヶ月	37 才 7 ヶ月	41 才 0 ヶ月
平均勤続年数	1 年 11 ヶ月	1 年 11 ヶ月	2 年 5 ヶ月	1 年 2 ヶ月	2 年 4 ヶ月
外務員数	9 人	9 人	0 人	6 人	3 人

II. 営業の状況

1. 営業方針

金融業界におけるオンライン取引は、人々の情報収集と資産運用に関する意識を大きく変えうるもので、当社はその可能性を通じて、顧客が主役となる新しい時代の商品先物取引の構築を目指して開業いたしました。

個人に向けては、自己判断の下に、収益機会をより高める取引を、企業に向けては、価格変動リスクに対するヘッジ機会の提供をとの理想の下、商品取引会社のトレーダーに引けをとらない取引システムこそがその理想をかなえるためには不可欠と考え、取引システムの開発には引き続力を注いで参ります。当社は、IT技術をフルに活用した「迅速性」、徹底したコスト削減による「経済性」、そして使い勝手の良さを追求した「利便性」の3つをお客様に提供することをスローガンとしております。また、常に時代の流れを捉え、ユーザーの要請に耳を傾けながら、たゆまぬ企業努力を通じて、良好なサービスを末永く提供していくことを目標としております。

当社が目指す一つに、「顧客志向の貫徹（徹底）」という理念があります。これは、たゆまずお客様の声に耳を傾け、お客様が求めることを考え抜き、お客様に満足していただけるサービスの提供を心がけるということです。対面での営業を行わない当社は、主にパソコン上でしかお客様との接点がありません。ともすると、顔の見えないお付き合いゆえの「冷たさ」を感じてしまわれないように、「オンラインだけど、あたたかなサービス」を心がけております。

当社は、商品先物取引の受託業務を行うにあたり、商品取引所法及び関係諸法令・諸規則に則り、「顧客志向の貫徹」の理念のもと、お客様に満足していただけるサービスの提供に心がけ、以下の項目を遵守します。

(1) 効率

当社は、投資家の自己責任の原則に基づき、お客様に対し、口座開設または口座開設後の個別の具体的な取引について電話または個別訪問による効率行為を行いません。

(2) 顧客への説明

当社は、お客様が、商品先物取引のリスク及び仕組みに関する書面その他の参考資料を、インターネットを通じてお読みいただけるようにし、また必要に応じて、電話などによつて説明を行い、商品先物取引を行うために重要な事項を十分ご理解いただくように努めます。

(3) 口座開設

当社は、お客様からお申出いただいた内容に基づき、お客様の商品先物取引についての知識、投資経験、財産などの状況を考慮し、お客様の口座開設の適否を決定いたします。

2. 当社及び当業界を取り巻く環境

平成 19 年夏以降米国を震源として発生したサブプライム住宅ローン問題は、平成 20 年に入り金融機関によって保有されている多額の証券化商品の価格下落が露呈したことにより悪化の道を辿り、同年 9 月には遂に、米国の大手投資銀行リーマンブラザーズが破綻する事態まで悪化することとなりました。同時に欧米の金融機関が相互の財務状況に対する不信感を募らせたことから、世界的な金融危機に発展し、日本を含む主要な証券市場における株価の暴落を伴って、世界経済は急速に減速することとなりました。日本経済は平成 14 年以降緩やかに回復してきた景気が後退局面に入り、金融市場の混乱と共に急激な円高が進行したことにより輸出型の製造業を中心に生産が著しく落ち込み、急激な速度で景気が悪化することとなりました。

世界の商品市場においては、平成 19 年後半から急騰した原油・原材料価格が平成 20 年に入りても騰勢を強め、なかでも世界的な代表指標である WTI 原油価格は同年 7 月に 1 バレル 147 ドル台という史上最高値を記録しましたが、その後の金融危機と急速な世界経済の減速により 12 月には 1 バレル 40 ドル台まで急落するという、過去に例を見ない激しい値動きとなりました。原材料価格の乱高下は、企業業績を圧迫し、景況感の悪化を加速させることとなりました。

売買高の減少傾向に歯止めのかからない国内の商品先物市場は、平成 20 年度においても一時的に盛り返すことがあっても、継続的な盛り上がりに欠ける一年となりました。夏場まで騰勢を強めた商品市場はその後の急落が余りにも激しかったため、顧客資産の大幅な離散を引き起こし、商品取引所の売買高においては前年度よりも 35% 程度減少し、取組高においても前年度よりも 50% 程度まで落ち込むこととなりました。また、取引所のシステム変更、自社清算資格の基準変更等による次期以降の新たな追加コストの発生等を理由に、受託業務からの撤退や業態転換を検討する商品取引員が増えることとなりました。最近のわが国商品先物市場の状況について、東京穀物商品取引所は、その中期経営計画において「2005 年の改正商品取引所法施行により、行為規制の強化が図られ、取引の中核を占めていた個人投資家の取引が減少し、純資産額規制の導入によって自己取引も制限されたことにより、商品取引員の経営が悪化し、取引参加者も激減するなど市場全体が危機的な状況にある。」と分析しています。

3. 営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

平成 19 年 10 月の三社事業統合以降、システム費用等に関わるコストが高止まりであったため、平成 20 年 5 月に複数稼動していたフロントシステムの一部を統廃合し、平成 21 年 1 月にはフロントシステムを一本化しました。その他システムや重複しているものの整理をするなど、コスト削減を積極的に行い、三社統合直後平均に比して約 40% のコストダウン（平成 21 年 3 月実績）を図りました。しかし、市場全体の売買高減少がそれを超える程度まで加速した結果、当社においても赤字を計上するに至りました。

かかる状況下においても、取次ぎによる手数料収入を増加させることが見込まれる新たな「B to B」ビジネスの積極展開を行うことや、三社統合により引き継いだ取次受託によって生じている変動費を削減することなどを目的に、東京穀物商品取引所の受託会員権を取得し、同取引所の受託会員として注文を直接発注できる体制を整備しました。それに先立ち、財務基盤の強化と事業の拡大を目的に、平成 20 年 9 月に第三者割当増資を

行いました。それらを原資に、他社オンライン事業の積極的な買収交渉を進め、10月に東京コムウェル、11月には豊商事およびユナイテッドワールド証券より、それぞれオンライン事業を譲り受け、更に、平成21年3月にはスター・アセツ証券よりオンライン事業を譲り受けました。なお、年度末においては交渉中であったタイコム証券についても、平成21年4月にオンライン事業を譲り受けるとともに、当社として初の実績となる「B to B」ビジネスとしての取次受託を同じタイコム証券から開始いたしました。

結果として、通期の売上高は606,346千円(前期545,002千円)に、経常損失は486,685千円(前期438,228千円)になりました。また、システムの除却等による特別損失を計上したことから、最終的には当期純損失569,637千円(前期368,843千円)となりました。

一方、事業譲渡やマーケティングを積極的に展開したことから、口座数は前期末比44%増の24,960口座となりました。

平成20年秋には、いわゆる『リーマン・ショック』によって、世界的に商品市場からの資産流失も見られましたが、その後の平成21年の年明け以降においては、世界的にも商品市場が『リーマン・ショック』以前の状況に回復してきているような動きも見られます。また、国内商品市場に関しては「危機的な状況」との見方はありますが、当社はその中で事業譲り受けによりシェア拡大を実現し、入金口座数、預り金、月間売買高のすべてにおいてネット商品トップとなり、商品業界トップ企業としての高いブランドイメージを築いております。平成20年夏に下落した商品市況についても底入れしたと思われる指標等が徐々に見えてきていることから、平成21年5月の東京工業品取引所新システムの稼動や、その後予定されている同取引所の取引24時間化により、オンライン専業としてのビジネスモデルが有利に働くとの期待があります。加えては、平成21年4月開始のCFD(差金決済取引)や「B to B」の取次ビジネスといった収益源の多様化を図っております。

(2) 売買損益部門

当社は、ディーリング業務を行っておりません。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

取引所・上場商品名	期別	第5期 (自 平成20年4月1日) (至 平成21年3月31日)	
東京工業品取引所	金		157,316
	銀		3,830
	白金		117,165
	パラジウム		5,097
	金ミニ		10,635
	白金ミニ		943
	アルミニウム		1,116
	ガソリン		101,994
	灯油		26,708
	原油		14,041

	ゴム	108,075
東京穀物商品取引所		
小豆	5,665	
一般大豆	13,544	
NON-GMO 大豆	15,031	
とうもろこし	25,609	
アラビカ	4,219	
ロブスター	379	
粗糖	5,462	
中部大阪商品取引所		
ガソリン	5,661	
灯油	4,145	
RSS 3号	103	
ゴム指数	555	
アルミニウム	1	
合計		627,295

(b) 売買損益

(単位：千円)

商品市場名	期別	第5期 (自 平成20年4月1日) (至 平成21年3月31日)	
		小豆	粗糖
農産物市場	小豆	8	
	一般大豆	▲56	
	NON-GMO 大豆	▲47	
	とうもろこし	489	
砂糖市場	粗糖	34	
合計		428	

(c) 売買高

(単位：枚)

第5期

(自 平成20年4月1日)

(至 平成21年3月31日)

取引所	上場商品の種類	自己	委託	合計
東京工業品取引所	金	0	522,555	522,555
	銀	0	11,707	11,707
	白金	0	383,250	383,250
	パラジウム	0	15,132	15,132
	金ミニ	0	110,514	110,514
	白金ミニ	0	9,527	9,527
	アルミニウム	0	3,662	3,662
	ガソリン	0	326,823	326,823
	灯油	0	86,868	86,868
	原油	0	49,434	49,434
	ゴム	0	331,720	331,720
東京穀物商品取引所	小豆	36	16,329	16,365
	一般大豆	36	38,680	38,716
	NON-GMO 大豆	10	44,516	44,526
	とうもろこし	577	72,982	73,559
	アラビカ	0	12,305	12,305
	ロブスター	0	1,179	1,179
	粗糖	24	15,640	15,664
中部大阪商品取引所	ガソリン	0	13,940	13,940
	灯油	0	10,878	10,878
	RSS 3号	0	256	256
	ゴム指数	0	1,437	1,437
	アルミニウム	0	1	1
	合計	683	2,079,335	2,080,018

4. 対処すべき課題

以下の事項が、対処すべき重要な課題となっています。

① 黒字化と新たな事業展開

当社の基幹事業である国内商品先物取引受託事業において、顧客サービスの拡充と顧客の取引サイクルを管理することに重点をおき、口座開設から取引開始、取引継続に到る過程のプロセスを更に効率化すると共に、適格なマーケティング施策を継続的に実行することにより、更なる新規顧客の獲得と手数料の増加により収益増加を実現いたします。また、新たに開始する商品 CFD 取引、新たな取次顧客の獲得など、収益の積み上げを図ってまいります。

② 内部体制の強化

東京工業品取引所の取引時間延長、取引ルールの変更に伴い、組織、規程を含む社内の体制を整備すると共に、商品取引所法の改正、を視野に入れ、コンプライアンスの徹底を図ってまいります。

また、財務体質を更に強固なものとするため、引き続きコストの削減を行いつつ、適切なリスク管理が実行できる社内体制を確立いたします。

③ 人材の育成と新たな会社文化・風土の創造

人事制度については、全社的な成果に繋がるよう行程管理を含めて運用に主眼をおいて実践していきます。また、社員教育を目的とした社内研修の継続的な実施を行うことで、より高いレベルで全社員の情報共有が行えることを目指し、業務効率とスピード経営を重視したプロセス改善を目的とする社内のコミュニケーションの仕組みづくりを図ってまいります。

④ システム関連

業界最大手のオンライン事業会社として、システム品質の更なる向上を実現し、顧客からの信頼感を獲得すると共に、システムトラブルの未然防止策の確度を高め、障害発生時のリスク最小化を考慮したシステム管理体制を整備いたします。

受 託 業 務 管 理 規 則

ドットコモディティ株式会社

一目 次一

- 第1条 目的
- 第2条 法令および市場管理要綱の遵守
- 第3条 電子取引の受託体制
- 第4条 商品先物取引不適格者の参入防止
- 第5条 効誘行為の禁止
- 第6条 口座設定手続き
- 第7条 本人確認書類の収集
- 第8条 適格性の審査
- 第9条 顧客データの保存
- 第10条 取引証拠金
- 第11条 不正資金の流入防止
- 第12条 投資可能資金額の超過
- 第13条 セキュリティ対策
- 第14条 システム障害の対応責任者
- 第15条 システム障害の記録・報告
- 第16条 システム障害の委託者への通知
- 第17条 受渡しによる決済
- 第18条 広告・宣伝に係る管理措置
- 第19条 責任者の選任
- 第20条 受託業務における禁止行為
- 第21条 取引本証拠金の額に係る措置
- 第22条 個人情報の取扱い
- 第23条 違反者に対する懲戒
- 第24条 本規則の制定、承認、改正および更新
- 第25条 日本商品先物取引協会への届出

(目的)

第1条 この規則は、商品先物取引の電子取引に係る委託者に対する受託業務活動を的確に管理し、委託者の保護育成に努めるとともに、受託業務の適正な運用および管理を行うことについて必要な事項を定める。

(法令および市場管理要綱の遵守)

第2条 お客様ならびに当社は、商品取引所法、受託契約準則、関係法令および各商品取引所が定める市場管理要綱を遵守する。

(電子取引の受託体制)

第3条 電子取引に係る受託業務を行うにあたっては、取引の委託を受けること（以下、「受託」という。）と取引の委託の取次ぎを受けること（以下、「取次受託」という。）の2つのシステムを採用する。

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第4条 次の各号に該当する者に対しては、商品先物取引の受託および取次受託を行わない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者および認知障害の認められる者
 - (2) 生活保護法被適用者および生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - (3) 破産者で復権を得ない者
 - (4) 商品先物取引をするために借り入れをする者
 - (5) 過去に商品先物取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を多発した者、その他商品市場の秩序を乱すと思料される者
 - (6) 日本国内非居住者又は日本語での対応ができない日本国内居住者
 - (7) 情報通信機器の操作を通じて取引ができない者
2. 次の各号に該当する者に対して、商品先物取引の受託および取次受託は原則として行なわない。ただし、本規則に係る運用マニュアル（以下、「運用マニュアル」と言う。）に定める要件を満たす場合もしくは第19条1項1号に規定する総括責任者が判断して商品先物取引に参入を認定した者にあっては、この限りでない。
 - (1) 長期療養者およびこれに準ずる者
 - (2) 定期的な収入もしくは一定以上の金融資産を有しない者
 - (3) 一定以上の高齢者
 - (4) 公共団体などの公金出納取扱者、企業の財務ないし経理担当者
 - (5) 職業その他の事由により、本人の所在が一定せず連絡が取り難い者
 3. 前項各号に該当しない者であっても、第19条1項1号に規定する総括責任者が判断して商品先物取引に参入不適格と認定した者については、受託、取次受託および取引を制限し、または禁止する。
 4. 取引期間中に第1項各号の規定に該当することが判明した委託者については、商品先物取引に参入不適格者と認定し、受託、取次受託および取

引を制限し、または禁止するものとする。

5. 取引期間中に委託者が死亡した場合または心身機能の重度な低下により、本取引の継続が著しく困難もしくは不可能になった場合には、親族等から連絡があった時点から合理的な時間において、当社の任意により全建玉を決済し、清算手続きに必要な書類の徵集を行なうものとする。
6. 取引期間中又口座開設時に第2項各号の規定に該当することが判明した委託者については、運用マニュアルに定める要件を満たす場合に限り、第19条1項1号に規定する総括責任者が審査し参入適格者と認定した場合には、受託、取次受託および取引の継続を認めるものとする。

(勧誘行為の禁止)

第5条 電子取引に係る受託は、委託者からの自主的な口座開設のみを受け、個別の具体的な取引について、電話または訪問による取引の勧誘を行わない。

(口座設定手続き)

第6条 委託者に事前交付書面の関係書面をインターネットを介して交付し、商品先物取引の仕組み（証拠金制度、損益の計算方法を含む）の基本的知識について開示を行う。

2. 委託者から、自己の判断と責任において取引を行うことについて、十分な自覚があることおよび前項の関係書面記載の事項について理解していることをインターネットを介して確認を行った後、口座開設申込（以下、「申込」という。）をインターネットを介して受け付ける。申込において、以下事項について委託者より申告を受ける。
 - (1) 氏名、生年月日、性別、住所
 - (2) 電話番号、メールアドレス
 - (3) 職業および勤務先
 - (4) 収入および金融資産の状況
 - (5) 投資可能資金額
 - (6) 商品先物取引その他の金融取引の経験の有無および経験のある場合はその程度
 - (7) その他会社が必要と認める事項
3. 前項第5号に規定する投資可能資金額の記入にあたっては、投資可能資金額とは委託者が取引証拠金の性格を十分に理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で差し入れ可能な金額の申告を受けるものとする。

(本人確認書類の徵集)

第7条 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、以下の各号に該当する場合に委託者から本人確認書類の原紙または写しを電子的な方法（E-mail）、FAX、郵送により徵集する。

- (1) 第6条に規定する口座設定手続きをする場合
- (2) 第6条に規定する口座開設手続き後、お預り金の預託がないまま1年以上が経過し、その後取引を開始する場合

- (3) 第6条に規定する口座開設手続き後、出金によりお預り金の預託がないまま1年以上経過し、その後取引を開始する場合

(適格性の審査)

第8条 委託者の適格性の審査は、以下に定める手続きにより行うものとする。

- (1) 第6条に規定する口座設定手続きを受付けた第19条1項3号に規定する管理担当者は、その記載内容に基づき適格性の判断をし、受託契約締結の適否の精査をする。
 - (2) 第19条1項3号に規定する管理担当者は、精査の結果、適の場合には第6条に規定する口座設定手続きおよび第7条に規定する本人確認書類を第19条1項2号に規定する管理責任者に提出し、その精査を受ける。
 - (3) 第19条1項2号に規定する管理責任者は、その記録内容に基づき適格性の判断をし、受託契約締結の適否の精査をする。
 - (4) 第19条1項1号に規定する総括責任者は、前号の第19条1項2号に規定する管理責任者の適格性の判断に基づき、受託契約締結の適否の審査をする。なお、適否はそれぞれの委託者に通知する。
2. 第19条1項1号に規定する総括責任者が審査の際に使用した本人確認書類は業務部で保管する。

(顧客データの保存)

第9条 申込において委託者が入力した事項、第7条に規定する本人確認書類の原紙または写しを審査記録とともに顧客データとして保存する。顧客が取引終了してからも3年間は保存する。なお、顧客データの一部は7年間保存する。

(取引証拠金)

第10条 取引証拠金の額については、第19条1項1号に規定する総括責任者の承認を得て定める。

2. 委託者が予想外の損失を被ることを防止する観点から、委託者の要請に応じて、委託者から預託された取引証拠金のうち建玉のために取引証拠金として用いることができる金額の割合をシステム的に100%未満とすることができるものとする。

(不正資金の流入防止)

第11条 第4条2項4号に規定する者および以下に定める者からの受託にあたっては、不正資金の流入を回避するため、あらかじめ本人から自己資金による取引である旨の書面もしくは電子的な方法により確認を行う。

- (1) 銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関をはじめ、日本郵政グループ、証券会社、保険会社、貸金業者、JA（農協）、住宅金融会社、ノンバンク（消費者金融、事業者金融、信販会社、クレジットカード会社、リース会社）に勤務する者、その他直接・間接的に金銭、有価証券等の取り扱いに携わっている者
 - (2) 前号に該当しない者であっても、当社が口座開設審査によりあらかじめ自己資金による取引である旨の確認を必要と判断した者
2. 取引期間中、不正資金流用に関する疑わしき行為があったと当社が判断

した委託者には、当社からの電話によるヒアリングにて本人の確認および自己資金による取引である旨の書面もしくは電子的な方法により確認を行う。また、資金・資産の状況を第三者機関に依頼し、調査することを検討するものとする。

(投資可能資金額の超過)

第12条 第6条2項5号に規定する投資可能資金額が超過した際には、以下の措置を講ずる。

- (1) 口座設定手続き時より入力された投資可能資金額よりも多い入金が確認された場合には、適合性の原則に則した精査後、入金額に合わせた投資可能資金額の変更もしくは投資可能資金額との整合性により超過分を出金する。
- (2) 取引開始後、投資可能資金額を超える入金が確認されたときは、適合性の原則に則した精査により合理的な入金と判断した場合、顧客データベース上の投資可能資金額の変更を行う。また、適合性の原則に則した精査により不適格と判断した場合には、投資可能資金額の変更を不可とする。あるいは入金超過分を出金する。

(セキュリティ対策)

第13条 当社が別途定める「情報セキュリティに関する諸規程」に則して、電子取引を行う委託者の個人情報の保護、パスワードおよびライセンスキーの保護、取引の安全性の保護の観点からセキュリティの安全性、信頼性の確保について必要な措置を講ずる。

(システム障害の対応責任者)

第14条 電子取引に係るシステム障害の対応については、企画部を対応責任部署とし、対応責任者を第19条1項2号に規定する管理責任者とする。

(システム障害の記録・報告)

第15条 システム障害が発生した場合には、その状況および対応の経緯等について記録し、再発防止策を講じる。また、一定のシステム障害が発生した場合には、障害の発生の経緯、処理状況を記録した報告書を日本商品先物取引協会に提出する。

(システム障害の委託者への通知)

第16条 システム障害が発生した場合には、速やかに当社ホームページに公表し委託者へ通知する。

(受渡しによる決済)

第17条 電子取引において受託した注文については、別途、当社が定めた商品に限り受け渡しを可能とする。

(広告・宣伝に係る管理措置)

第18条 受託業務に係る広告・宣伝審査を行うため、統轄部をその担当部署とし
コンプライアンス担当課長を担当者とする。広告・宣伝に係る責任者は
第19条1項1号に規定する総括責任者とする。

(責任者の選任)

第19条 委託者の啓蒙、育成および受託業務に係る責任の所在の明確化と、この
規則の円滑な運営を図るため、責任者を選任するものとする。

(1) 総括責任者

専務執行役員もしくは管理責任者の所属する部の管掌執行役員がこれ
に当たる。必要に応じてその補佐役を置き、その業務を委任することが
出来るものとする。

(2) 管理責任者

業務部長がこれに当たる。必要に応じてその補佐役を置き、その業務を
委任することが出来るものとする。

(3) 管理担当者

業務部員がこれに当たる。第19条1項1号に規定する総括責任者が、必要
と認めたときは、この他に第19条1項3号に規定する管理担当者を任命す
ることが出来るものとする。ただし、任命された者は、第19条1項1号に規
定する総括責任者の指示に従う。

(受託業務における禁止行為)

第20条 商品先物取引の受託を行うに当たっては、商品取引所法関係法令、諸規
則、受託契約準則および日本商品先物取引協会「受託等業務に関する規
則」に定める禁止行為をしてはならないものとする。

(取引本証拠金の額に係る措置)

第21条 取引本証拠金の額は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証
拠金基準額と同額とする。ただし、第19条1項1号に規定する総括責任者
が必要と判断した場合には、取引本証拠金の額を一定額増額することが
出来るものとする。

(1) 取引本証拠金の額に係わる責任者を第19条1項1号に規定する総括責任者
と定め、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、
その記録を3年間保存するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第22条 個人情報の取り扱いについて、自社ホームページに掲げるとともに、個
人情報の保護に関する社内体制を整備し、運用するものとする。

(違反者に対する懲戒)

第23条 第20条に規定する受託業務における禁止行為を行なった者に対する懲
罰は、就業規則、その他社内規程の定めによるものとする。

(本規則の制定、承認、改正および更新)

第24条 本規則の改正および更新は、第19条1項1号に規定する総括責任者が発議し取締役会の承認より、これを決定するものとする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第25条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更した時も同様とするものとする。

(附 則)

本規則は平成17年4月20日より実施する。

(改正年月日)

本規則は平成17年8月8日より実施する。

本規則は平成20年6月30日より実施する。

6. 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数
9名	0名	0名	9名

(注) 期末登録外務員数の中には、2名の派遣社員が含まれています。

7. 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末委託者数
17,282名	8,445名	24,960名

8. 苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話 合いによ る解決	紛争 紛争処理 機関での 解決	訴訟	苦情 相互の話 合い中	紛争 紛争処理 機関での 処理中	訴訟
当該年度に新規 に発生した案件 の件数 1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件
前年度から継続 している案件の 件数 0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
合計 1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件

- (注) 1. 苦情とは、受託業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合には、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛 争	訴 訟	紛 争	訴 訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 10 件	0 件	10 件	0 件	0 件
前年度から継続している案件の件数 1 件	0 件	1 件	0 件	0 件
合計 11 件	0 件	11 件	0 件	0 件

(c) 双方が提起したもの

該当無し

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 122 件	1 件	121 件	0 件	0 件
前年度から継続している案件の件数 0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合計 122 件	1 件	121 件	0 件	0 件

(注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。

2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

III. 経理の状況

①貸借対照表 ②損益計算書 ③株主資本等変動計算書 ④個別注記表
別添の通り

第 5 期 計 算 書 類

[自 平成 20 年 4 月 1 日
至 平成 21 年 3 月 31 日]

ドットコモディティ株式会社
東京都渋谷区恵比寿一丁目 21 番 8 号

貸借対照表
(平成21年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,366,215	流 動 負 債	8,921,476
現 金 預 金	420,811	一年内返済予定リース 債 务	1,760
委託者未収金	37,418	未 払 金	95,162
前 払 費 用	2,690	未 払 費 用	69,798
保管有価証券	240,901	未 払 法 人 税 等	6,095
差 入 保 証 金	7,410,777	預 り 証 捌 金	8,497,955
委託者先物取引差金	920,522	預り証拠金代用有価証 券	240,901
預 託 金	124,730	ポイント引当金	4,682
未 収 入 金	221,049	その他の流動負債	5,120
未 収 消 費 税 等	12,532		
その他の流動資産	6,934	固 定 負 債	6,252
貸 倒 引 当 金	△ 32,152	リース債務	6,252
固 定 資 産	1,751,703		
有 形 固 定 資 産	22,271	特別法上の準備金	11,123
建 物	4,405	商品取引責任準備金	11,123
器 具 及 び 備 品	17,865		
無 形 固 定 資 産	1,429,871	負 債 合 計	8,938,852
の れ ん	1,349,918		
電 話 加 入 権	604	株 主 資 本	2,179,066
ソ フ ト ウ エ ア	71,748	資 本 金	1,899,995
無 形 リース 資 産	7,599	資 本 剰 余 金	2,419,988
投 資 そ の 他 の 資 産	299,560	資 本 準 備 金	1,799,988
投 資 有 価 証 券	11,909	そ の 他 資 本 剰 余 金	620,000
出 資 金	15,000	利 益 剰 余 金	△ 2,140,917
長 期 未 収 債 権	3,572	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 2,140,917
長 期 差 入 保 証 金	257,183	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 2,140,917
長 期 前 払 費 用	15,467		
貸 倒 引 当 金	△ 3,572	純 資 産 合 計	2,179,066
資 产 合 计	11,117,919	負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,117,919

損 益 計 算 書

平成 20 年 4 月 1 日から

平成 21 年 3 月 31 日まで

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	
受 取 手 数 料	606,292
売 買 損 益	54
	606,346
営 業 費 用	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,095,547
営 業 損 失	
	489,201
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,401
雜 収 入	1,391
	3,792
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,244
雜 損 失	31
	1,276
經 常 損 失	
特 別 利 益	
商品取引責任準備金戻入	3,606
ポイント引当金戻入	1,259
	4,866
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	1,911
固 定 資 産 除 却 損	55,831
リ 一 ス 解 約 損	11,606
保 守 契 約 解 約 金	9,206
そ の 他 特 別 損 失	8,073
	86,629
税 引 前 当 期 純 損 失	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,189
当 期 純 損 失	569,637

株主資本等変動計算書

平成 20 年 4 月 1 日から

平成 21 年 3 月 31 日まで

(単位 : 千円)

	株主資本							純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余 金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
前期末残高	1,400,005	1,299,998	620,000	1,919,998	△1,571,280	△1,571,280	1,748,722	1,748,722	
当期変動額									
新株の発行	499,990	499,990	—	499,990	—	—	999,980	999,980	
当期純損失	—	—	—	—	△569,637	△569,637	△ 569,637	△569,637	
当期変動額 合計	499,990	499,990	—	499,990	△569,637	△569,637	430,343	430,343	
当期末残高	1,899,995	1,799,988	620,000	2,419,988	△2,140,917	△2,140,917	2,179,066	2,179,066	

個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日 法務省令第13号）の規定のほか「商品先物取引業統一経理基準」（平成5年3月3日 社団法人日本取引員協会第9回理事会決定）に準拠して作成しております。記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【継続企業の前提に関する注記】

当期におきましては平成20年9月に第三者割当増資による財務基盤を強化し、また大幅な経費削減や事業譲受け等による事業拡大をすすめてまいりましたが、売買高が大幅に減少するなど国内の商品先物取引市場の全体的に冷え込む傾向にあるなか当社も少なからずその影響を受け、結果として設立以降5期連続で営業損失および経常損失を継続的に計上するに至っております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

こうした状況を踏まえ、当社は早期に黒字化を実現すべく、事業計画において更なる新規顧客の獲得と手数料の増加により収益の増加を実現するとともに、新たに開始する商品CFD取引、新たな取次顧客の獲得などにより、収益の積み上げを図ってまいります。

しかし、今後の商品先物取引市場の情勢の変化等によって、上記の計画達成度合が変わること可能性があるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準および評価方法

保管有価証券：商品取引所法施行規則第39条第1項に定める充用価格をもって評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

のれん：20年間の均等償却する方法を採用しております。

ソフトウェア：社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、貸貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）が適用されたことに伴い、当事業年度より通常の売買取引に係る会計処理によっております。なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の貸貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

この変更による資産・負債および損益に与える影響額は軽微であります。

3. 引当金および特別法上の準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

顧客に付与されたポイント使用による費用発生に備える為、当事業年度末未使用ポイント残高に対しポイント引当金を計上しております。

(3) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備える為、商品取引所法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

(1) 受取手数料

商品先物取引：委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

(2) 売買損益

商品先物取引：反対売買により取引を決済したときに計上しております。

5. 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産に係る減価償却累計額	63,311 千円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債務	1,367 千円

3. 担保に供している資産

預託金 24,500 千円

上記の預託金は商品取引所法施行規則第 98 条第 1 項 4 号の規定に基づく委託者保護基金への預託額であり、同規則に基づく委託者保護基金による代位弁済保証額は 98,000 千円であります。

4. 訴訟について

現在、当社が受託した商品先物取引に関して係争中の訴訟事件が 1 件あり、損害賠償請求額は 145,897 千円であります。オンライン事業専業の当社においては一切の勧誘行為をおこなっておらず、何らの違法行為がないことを主張しております。

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引 11,489 千円

営業取引以外の取引 1,244 千円

【株主資本変動計算書に関する注記】

当事業年度末における発行済株式の種類および株式数

普通株式 144,043 株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	968,966 千円
未払事業税	2,273 千円
税務上の繰延資産償却超過額	38,481 千円
のれん償却超過額	10,333 千円
商品取引責任準備金	4,527 千円
貸倒引当金繰入超過額	14,540 千円
ポイント割引引当金	1,905 千円
その他	917 千円
繰延税金資産合計	1,041,946 千円
繰延税金負債	
非適格合併等に係る調整勘定	174,128 千円
繰延税金負債合計	174,128 千円
繰延税金資産の純額	867,817 千円
評価性引当金	△ 867,817 千円
繰延税金資産の計上額	一千円

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、電算機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リースは以下のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

(単位：千円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
ソフトウェア	84,770	32,432	52,338

未経過リース料期末残高相当額

1年以内	20,472 千円
1年超	36,060 千円
合 計	56,532 千円

【関連当事者との取引に関する注記】

親会社および法人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	楽天証券ホール ディングス株式会社	被所有 直接 56.6%	役員の兼務	資金の借入(注) 利息の支払(注)	100,000 622	—	—
その他の 関係会社	オリックス証券 株式会社	被所有 直接 22.2%	役員の兼務	資金の借入(注) 利息の支払(注)	100,000 622	—	—

(注) 資金の借入に関しては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 15,127 円 88 銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 5,443 円 59 銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

財務比率

諸項目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	1617.47 %
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	115.27 %
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	114.69 %
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	19.60 %
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	20.07 %
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	408.13 %
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	105.04 %